広報 まえばし

No. 352号　毎月1日・15日発行　第3種郵便物認可 昭和35年7月14日

昭和41年（1966年）4月15日

編集　総務部秘書課
発行人　石井　繁丸
印刷所　上毛新聞社
（1部金2円）

天気予報

【4月下旬】日本付近は南にかたよってとおる高気圧圏内に入り、暖かな晴天の日が多いでしょう。しかし、明け方の低温で、おそじものおりることが心配されます。

気温は平年より高く、降水量は少ない見込みです。

市の人事異動

市では一部機構改革にともない四月十一日、水道局長ほかの人事異動を次のとおり発令しました。

（　）内は旧所属、なお機構改革は従来の計画課を都市計画課と区画整理課に分け、農業共済課が新設されました。

▼水道局長　佐藤嘉信（水道局次長）▼税政課長　岩渕威（議会事務局長）▼厚生課長　小島繁男（人事課人事係長）▼清掃課長　渡辺忠夫（衛生課長）▼農政課長　高橋保（総務部財政係長）▼農業共済課長　金井源一（農政課振興係長）▼都市計画課長　藤島清多（厚生課長）▼区画整理課長　佐藤勝司（計画課長）▼工業短期大学事務局長　丸山泰正（清掃課長）▼議会事務局長　広井正吉（短大事務局長）

きょうから一年生　市内の新入学児 2832人

4月8日、市内各小学校で一せいに入学式が行なわれました。

保護者に付添われて緊張しながら教室に入った児童たちは、まず担任の先生を紹介され、先生から一人々々名前を呼ばれて「ハイッ」と元気のよい返事にみんなニコニコ。机や靴入れには学校でちゃんと用意した名札が張りつけてあり、明日からはひとりで来ても大丈夫。

校長先生のお話や上級生のあいさつもあって、すっかり安心した新一年生たちは明日からの通学の希望に胸をふくらませていました。

なお新入児童は男子1485人、女子1347人　計2832人で、昨年より39人の減少でした。【写真は城南小学校で】

免税点を引上げる

第一期の納期五月中に変更

固資税の改正

昭和四十一年度の固定資産税の納期については、前号でお知らせしましたとおり、本年度は第一期の納期限が五月末日に変更になりました。また地方税法の改正が三月三十一日国会で可決されました。そのうち固定資産税関係につきそのあらましをお知らせします。

土地の新評価額（昭和三十九年度において決定した額）にともなう固定資産税負担の均衡化を漸進的に確保するため昭和四十一年度から現行の税負担の暫定措置（これは昭和三十九年度において宅地における新評価額が昭和三十八年度の新評価額に比べて、全国平均六・五一倍に上昇しましたがこれを直ちに固定資産税の課税の基礎とすることは、税負担において激増をきたしますので、当時新評価額の算定は土地の適正な評価を行なうものであって、税負担に影響を与えないという基本的な考え方からこの税負担の調整が行なわれるまで暫定的に、昭和三十九年度においては前年度の評価額に対し一・二倍の上昇率を用いて課税の基礎とすると定められたもの）にかえて、土地（農地を除く）に対する各年度分の、固定資産税額については、その新評価額の上昇率（昭和三十九年度の新評価額と昭和三十八年度の評価額との割合）の区分に応じて、これを三段階（三倍未満、三倍以上六倍未満、八倍以上）に区分し、その区分に応じてそれぞれ前年度の税負担の一割増、二割増、三割増を限度とする激変緩和措置を講ずることとなりました。なお農地については当分の間昭和三十八年度分の固定資産税額を据え置くこととなりました。

また目的税である都市計画税については前記の上昇の区分について、それぞれ二割増、六割増、九割増となります。

市では、この法律改正によって新しい評価額（課税の基礎額）を算出し、昭和四十一年度から賦課することとなります。なおこの改正において免税点の引き上げが行なわれ、昨年まで土地の評価額が二万四千円未満のもの、家屋の評価額が三万円未満のもの、償却資産の評価額が十五万円未満のものについては課税が免除されていましたが、今回の改正で土地は八万円未満のもの、家屋は五万円未満のもの、償却資産は二十万円未満のものが課税免除となりました。

本市においても一万人以上の方が新たにこれに該当することになりました。また、法律改正については次のような付帯決議がなされていますので参考までにお知らせします

「地方税法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」衆議院地方行政委員会

政府は本法の施行にあたり、左の諸点に留意すべきである

一、税負担の均衡をはかるため、昭和四十二年度以降の固定資産税については免税点、基礎控除、税率調整を含め、根本的な検討を行ない、必要な措置を講ずること

二、本法案の修正によって生ずる減収額については、政府の責任において完全に補てんすること

三、宅地に対する固定資産税の負担の増加が、地代、家賃等の不当な増額の口実を生じさせないよう必要な措置を講ずる。

右決議する」（総務部、税政課）

商店近代化資金を融資

説明会の受付け　5月2日～21日

市内中小企業者の店舗および商店街協同組合ならびに商店街振興組合の共同施設の近代化を促進し商業の振興発展をはかるため、次の要領で近代化設備資金を融資しますからご希望の方は市商政課へ申込みください。

なお、説明会を開催しますが、そのとき店舗設計指導講演も行ないますので、計画書はぜひご出席ください。

▽受付け期間　5月2日～21日

▽融資を受けられる者

原則として、市内で一か年以上の営業実績をもつ小売業またはサービス業（洗たく業、洗張業、理髪業、理容業）および旅館業（ただし普通旅館のみとします）を営む会社または個人で次の要件をそなえているもの。

①資本金または出資の総額が一千万円以下の会社。②常時使用する従業員が三十人以下の会社または個人。③法に基づく商店街協同組合ならびに商店街振興組合。

▽融資の条件

①中小商業者の行なう店舗（店内施設を含む）の改築または増設資金。②商店街協同組合および商店街振興組合の行なう共同施設資金③右の組合が、その組合員の必要とする設備資金を転貸するための資金。④融資限度額は会社または個人一〇〇万円以内。協同組合および振興組合は五〇〇万円以内。⑤融資期間および償還方法は最高五か年で、一年以内の据置期間を置き、月賦または割賦（年二回以上）償還。⑥融資利率は日歩一銭七厘以内。⑦その他担保物件および保証人等については取扱金融機関の定めるところによる。

▽申込み手続

希望者は、近代化計画申請書に計画平面図、カタログ、見積書、決算諸表、地主家主の承諾書等を添付し商政課へ提出してください

【融資説明会】

日時　四月二十八日午後一時から

場所　商工会議所三階ホール

○融資関係について

○店舗設計指導講演

○店舗設計の基本について

講師　店舗設計協会員高瀬昌康氏

人権擁護委員に

伊藤・浦野の両氏

本市の人権擁護委員として、三月一日づけで法務大臣から次の二氏が委嘱発令されました。

伊藤広之　城東町四丁目二六～一〇

浦野匡彦　石川町四十五番地

人権擁護委員は、みなさんに保障されている基本的人権がおかされることのないよう見守っておりもしおかされた場合は、これを救い、みなさんのために適当な処置をしてくれるかたです。

資金融資のご案内

中小企業労働福祉施設

▽借入申込者の資格

市内の中小企業者および中小企業団体であればどなたでも借りられます。

中小企業者とは…資本の額か出資の総額が一千万円以下の会社、またはいつも使用する従業員の数が三〇〇人以下の会社あるいは個人をいいます。

中小企業団体とは…前記の中小企業者が団体を構成する方の六割以上を占めている団体、および中小企業者が共同して労働福祉施設をつくろうとするものをいいます。

▽融資の対象

労働者の福祉を増進するための施設で、たとえば次にあげるようなものです。

①事業所内における食堂、給食施設、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、宿泊施設、浴室、理髪施設衛生室などの従業員のための福利厚生施設。②中小企業者団体の設ける共同居住施設、共同給食施設共同保育施設、福祉センターなど

▽融資の条件

①融資額　中小企業者は一〇〇万円以内。中小企業団体は五〇〇万円以内

②利率　日歩二銭以内

③償還期間、方法　一年以内の据置期間を含めて五年以内、割賦償還です。

▽融資の手続き

具体的な計画ができましたら、すぐもよりの労政事務所か、市工業課へご相談ください。

（工業課・労政係）

中小企業の設備資金融資制度

五年間無利子で運用できる

中小企業の設備の近代化、合理化に必要な資金を融資し、産業の振興を図るために、本年度も次の要領で行なうことになり、その受付を始めましたからご利用ください。

①事業所内における食堂、給食施設、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、宿泊施設、浴室、理髪施設衛生室などの従業員のための福利厚生施設。②中小企業者団体の設ける共同居住施設、共同給食施設共同保育施設、福祉センターなど

▽融資の条件

①融資額　中小企業者は一〇〇万円以内。中小企業団体は五〇〇万円以内

②利率　日歩二銭以内

③償還期間、方法　一年以内の据置期間を含めて五年以内、割賦償還です。

▽融資の手続き

具体的な計画ができましたら、すぐもよりの労政事務所か、市工業課へご相談ください。

（工業課・労政係）

①融資の対象　市内に工場または事業所があり、資本金または出資金の総額が五千万円以下ならびに常時使用する従業員が三百人以下の会社または個人で、機械金属工業、軽工業、繊維工業、農林水産業、鉱業、その他、公害の各部門に属する製造業者。

②貸付金額、償還方法、利率

融資限度は対象設備価格の二分の一以内で、一企業あたり十万円から三百万円まで。償還期間は五年（公害は十一年）で一年据置きの年賦償還とし、無利子です。

③申込み期限　五月三十一日

○…申込み書、その他詳くは市工業課または商工会議所まで。

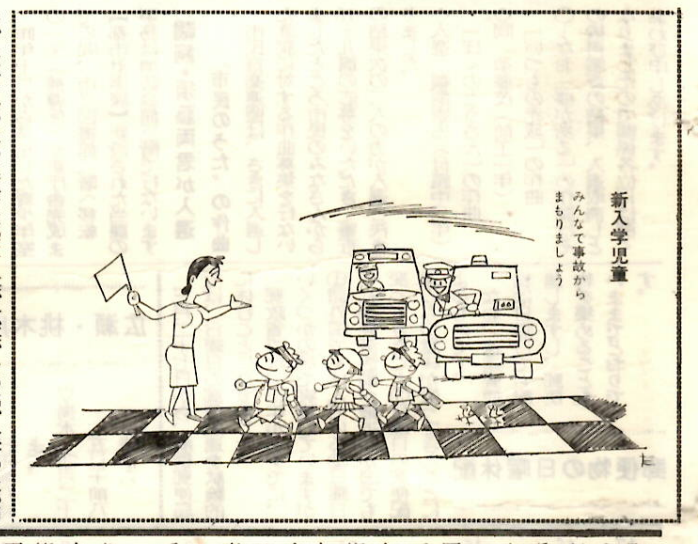

国保の届出は十日以内にしてください

国保に加入されている家庭で、会社や、工場、役所などに就職されて、新しく健康保険のできた方や、就職のため市外へ転出された方がおりましたら、必ず十日以内に国保の保険証と、印かんをお持ちのうえ（就職先に健康保険がある場合はその保険証もいっしょに持参する）市役所の保健課（三階）か、市民課一番の窓口（一階）へ届出てください。

他の健康保険に入ったり、市外へ転出しますと、国保の資格はそのときからなくなり、保険証は使用できません。

もし資格のなくなった保険証で医者にかかりますと、その費用を返していただくことになりますからそういうことのおこらないように十分ご注意ください。

（社会部・保健課）

明るく正しい選挙　ポスターと習字

小・中・高校生から募集

私たちの町を、住みよい明るい規格町に、そして日本の国をより一層よくするためには、りっぱな政治が行なわれなければなりません。そのためには選挙によってりっぱな代表者を選ぶことです。

しかし、いつの選挙にも選挙違反が多数発生しています。またたいせつな選挙権をむだにしてしまう人もいます。このようなことは日本の将来にとってたいへん残念なことです。

そこで、次代をになう市内の小・中・高校の皆さんに明るく正しい選挙を呼びかけるポスターや習字を書いていただき、その展示会をひらいて明るく正しい選挙実現の一助とするものですから、この際社会科学習指導とも合わせて保護者の方の出品へのご協力をお願いいたします。

＜応募規定＞

▼ポスターの部

応募資格　市内中・高校生

規格　学校で普通用いている画用紙、一人一点自作品で裏面に学校名、学年、氏名を記入のこと

▼習字の部

応募資格　市内小・中・高校生

規格　半紙または書初め用紙一人一点自作品で作品の左に学校名、学年、氏名を記入のこと。

▽締切り　五月二十日

▽賞（各部ごとに）

金賞（賞状、賞品）　二人

銀賞（〃　）　四人

銅賞（〃　）　六人

佳作（賞品）　若干人

右のほか、応募者全員に参加賞を贈ります。

▽審査　市選挙管理委員会、市明るく正しい選挙推進協議会、市教育委員会事務局

▽提出先　在学校をとおし、市役所（別館二階）内市選挙管理委員会事務局まで

▽作品展示会

六月二日～四日

市内榎町東電サービスセンター

残雪と水芭蕉の尾瀬へ！

—市民登山のお知らせ—

5月22日（日）

主催　前橋山岳会

申し込みは5月1日から

市体育課または市内運動具店へ

定員　先着100人限り

会費650円

ありがとうございました

▽メンフラ（寒品）73箱　小林桂樹後援会（会長大図軍之丞氏）から前橋養老院へ

▽子供雑誌50冊　六供町二の金沢毅さんから児童福祉施設へ

▽子供雑誌50冊　六供町二の江原ミヨ子さんから児童福祉施設へ

▼衣類十三点他、市之坪町九二の北爪勝江さんから城南母子寮へ

▼アマリリス球根一六〇球、上大島町四一七の田代宇吉さんから公園の花壇用に。

善意銀行だより

○東片貝町八二二～五故丸山のぶさんの遺志により社会福祉に役立たせてくださいと、一万五千円を鈴木捷一さんから託されました。

○総社小学校四年一組一同が五年生になって組別れの前に善意を思いたち、みんなで集めたお金で千羽鶴を折りそのほか現金二百七十九円を寄託してくれました。前橋養老院のおとしよりに贈りましたところたいへんよろこばれました

○前橋商業高校一年八組一同で千四百八十円を寄託されました。

○北群馬郡子持村鯉沢一〇三小沢二さんから二千円の寄託がありました。

新住居表示で郵便物を送ってください

市では昨年四月と今年一月の二回にわたって新住居表示を実施しましたが、実施後最近の状況を郵便局で調査したところ、郵便物が旧住所で来るのが四月に実施したところで五九%、一月実施のところは三五%で、まだまだ実施目的には遠いようです。

せっかく実施された住居表示もこれを実際に使用しなくては意味がありません。いつまでも古い呼び名をいままでの習慣で使っている方はいませんか。

新旧いりまじった郵便物を取り扱う郵便局では目にみえない苦労があるようです。旧町名できた郵便物の差出人には郵便局でも新住所を通知しておりますが、なにぶんにも数が多いので受取った方が新住居表示の住所をお知らせするようお願いします。

旧地主のかたへ

農地報償の請求をお忘れなく

受付け期限は本年度中です

戦後の農地改革によって農地を買収された旧地主に対して、国が報償することになったいわゆる農地報償については、昨年八月二十日から請求事務を受け付け中ですが該当者のうちで、まだ請求書を提出していない方は至急農政課へ提出してください。

なお、この法律のおもな内容は次のとおりです。

一、対象となる農地

旧自作農創設特別措置法と農地法施行法によって、買収された農地に限られ、未墾地、牧野、付帯施設、譲渡令による強制譲渡農地および物納農地などは対象になりません。

二、給付金支給日の対象者

①農地被買収者（一の農地を買収された方で被買収農地の面積が一畝以上のもの）

②昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買収者の遺族および同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一般承継人。

三、給付金の額と支給方法

①給付金の額は被買収農地の面積が一反未満のものは一律に二万円です。

②被買収農地の面積が一反以上のものは反未満の面積は切り捨て反当り二万円を乗じて給付金の額を計算します。

ただし、その面積が一町をこえる場合には、下の表のように反当り二万円を一定の割合で減じ、計算の結果、給付金の額が百万円をこえる場合は百万円とすることとなっております。

③被買収農地の面積は、一の買収された農地（買収後買収が取り消されたものや被買収者およびその一般承継人に売り払われたものは除く）から被買収者が売り渡しを受けた農地の面積を控除した面積です。

④前項③の面積は、畑の場合には百分の六十を乗じて計算した面積です。

⑤給付金は無利子の記名国債（発行日、昭和四十年六月十六日、償還期間は十年、一万円のもの）

区分	反当り金額
1町以下の面積	2万円
1町以上2町以下の面積	1万円
2町以上3町以下の面積	6千円
3町をこえる面積	2千円

四、給付金の請求

請求は、所定の添付書類を添えて居住地の市役所へ提出することになっております。

なお請求者の受付け期限は昭和四十二年三月三十一日までですからお忘れのないよう早目にご請求ください。

水道料金の徴収

一部地域で委託集金を実施

水道局では、新年度から次の地域の水道料金集金事務を委託することになりました。この制度は地方公営企業法施行令の改正を機会に改めたもので、使用者のお宅で留守がちの家やどうしても休日でないと都合が悪いなど、みなさんからのご要望もあり、これらを少しでも解決して、サービスの向上を図ろうということで集金を委託したものです。

委託は四月分（十五日ごろ）から始まりますが、集金方法は従来とまったく変りません。

なお、ご不審の節は、委託集金員は必ず身分証票を携帯しておりますからおたしかめください。

委託集金員	集金区域
横田恵以三	曲輪町、田中町、片貝町、天川町
白沢栄之助	南曲輪町、堀川町、高田町、宗甫分町
関野　侶一	北曲輪町、平和町二丁目、二丁目
横山世三郎	昭和町一丁目、二丁目、三丁目
石井　幸雄	相生町、紅雲町、芳町、柳屋町、榎町
中島佐太郎	新町、前代田町、六供町
田村　久雄	岩神町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、百軒町
石原　初雄	石川町、横山町、桑町、鷺町、立川町、田町、三俣町、連雀町、神明町、本町、大塚町
蕾町、日吉町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国領町二丁目	

水道メーターを大切に

水道メーターは、みなさんの使われた水道量を計るためのたいせつな計器です。

このメーター器により料金を算出しますが、最近では

①常時留守がちで門があかない。

②常時メーターボックスの上に物がのせてある。

③メーターボックスの中に泥水が流れこんでいる。

④メーターボックスが設備や工作物の下になっている。

⑤メーターボックスが土砂のため埋没している。

などの状態になっているのをよく見かけます。正確な検針ができるよう水道メーターについて、使用者のみなさんの一層のご協力をお願いします。

市立 養護学校が開校

中学遅進児に職業教育の充実をはかる

身心の発育が遅れているために普通学級での学習が困難な児童生徒を対象にした養護学級は、市内大部分の小学校と、中学校では一中、二中、三中、四中、五中（しろがね学園）桂萱中にそれぞれ併設されていますが、中学校課程における職業教育の重要性から、その徹底した教育効果をあげるため市教委ではこのほど下沖町に新たに「市立養護学校」校舎を建設、中ですが、その完成を前に四月八日開校式を挙行しました。

これによって、いままで各中学校で別々に授業を受けていた生徒たちは同じ環境と施設のなかで、お互いにのびのびと学習することになるわけですが、八月予定の校舎完成までの間とりあえず二中、四中等近くの校舎で授業を行なうことになっています。

名　称　前橋市立養護学校
所在地　下沖町四一四番地
生徒数　中学部一〇七人
学級数　九学級（一年～三年）
職員数　（二二人）校長茂木五郎
校　舎　第一期工事として鉄筋コンクリートおよび鉄筋造り二階建て普通教室十一音楽室一が完成。第二期工事完成（八月の予定）後は、管理室及び金工木工などの実習室が設けられます。
▽第一工事の概要
敷地面積　九、九一七・三六平方㍍（三千坪）
建面積　九、三五・六一平方㍍（二八〇坪）
工　費　二、六四七万五千円

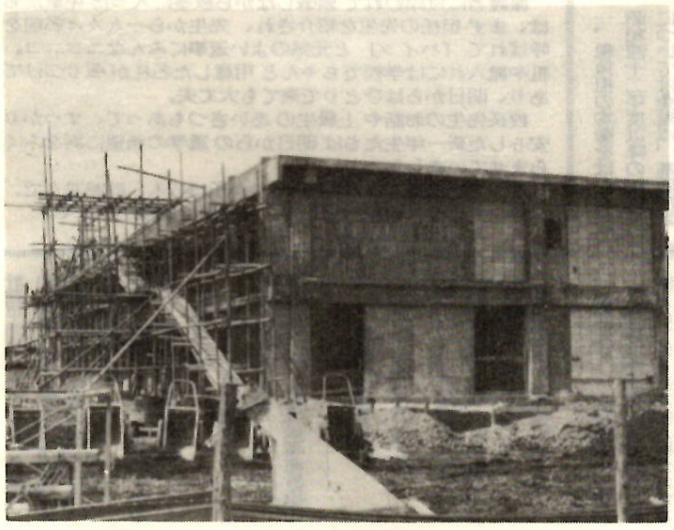

【写真は完成を急ぐ同校

市営庭球コート利用者へ

登録と愛好会入会のおすすめ

市営庭球コートは今月中旬整備を終り、下旬から開場の予定です利用者は次の要領で手続きをしてください。

①所定の用紙に氏名、所属（学年）生年月日、住所を記入の上、申請します（但し、中・高校生は学校を通じて申請してください）

②場所　市教育委員会体育課

③申込受付　四月十八日から

▽市営コート庭球愛好会

昨年発足して効果をあげたこの会を今年も続けることになりました。利用許可を受けた方はなるべくご入会ください。

目的　本市内庭球の健全な発展と会員相互の親睦、技術向上

会費　親睦大会、講習会等の運営費として年間一般五〇〇円高校二〇〇円中学二〇〇円

○…申込みは市教委体育課内愛好会事務所まで。

スポーツ団体の登録を

41年度の受付け開始

スポーツ愛好者で技術の向上、勤労者大会など公式大会に出場したい個人やチームは早めに登録してください。本市内の団体種目は次のとおりです。

陸上、野球、水泳、卓球、庭球、軟式野球、バドミントン、ソフトボール、バレーボール、柔道、剣道、弓道、山岳、サイクリング、バスケットボール、ウエイトリフテング、自転車、スケート、スキー

スポーツ教室開催

「水泳」中・高校コース

ことしも早期プールを開設し、水泳愛好者が早めに水泳練習を始めますが、特に中・高校生に対しては水泳教室を開設しますから多数参加してください。

①期間　五月一日～五月末日。

②会場　市民プール

③主催　市教育委員会

④主管　市水泳協会

⑤参加資格　健康診断を受け、学校長をとおして申込みください

青少年室一部が移転

昨年十月から発足した青少年室の一部（補導係）が新庁舎完成までの間、市立図書館一階へ移転【都市計画課】新設された当課の事務は消防会館三階で行ないます

鵜飼・須藤両君が入選

〝市民のうた〟の作曲

市民音楽連盟は、さきに入選した歌詞に対する作曲募集を行ないましたところ市民のみなさんから五十九篇の応募をいただき、審査の結果次の二人の方が入選と決まりました。

◇入選　鵜飼崇志（付属中三年）「ぼくのとうさん」の作曲

◇同　須藤茂（前工一年）「いつもの赤城」の作曲

○…なお「夢がある」の作詞はその後再審査の結果、入選取消しとなりましたので関係各位には深くおわび申しあげます。

身体障害者福祉強調運動

身体障害者に対する更生援護思想の普及をはかり、広くその理解と関心を高めるとともに身体障害者の自立更生を高揚し、身体障害者福祉行政の推進をはかることを目的としてこの運動が展開されますが、おもなる行事は次のとおりです。

一、第十六回身体障害者福祉大会（四月二十日東京日比谷公会堂）

二、第十五回身体障害者福祉展（四月十五日から四月二十日まで東京新宿小田急百貨店）

三、第四回群馬県身体障害児生体育大会（五月一日県総合運動場）

四、身体障害者巡回診査及び更生職業相談、義肢修理（県更生相談所）

水不断が広瀬・桃木川

広瀬、桃木川は例年どおり春の断水を行ない、この間にセキや石積みを修理したり、水路を清掃したりします。そこで、これらの用水を利用している方がたは、期間中、前もって準備してください。特に防火用水が不足することになりますので火の元には十分注意くださるようみなさんのご協力をお願いいたします。

▽断水、広瀬川、桃木川

▽日時　四月二十日午前八時から二十五日午前八時まで。

▽揚水　四月二十五日午前八時から

郵便物の日曜日休配

三月二十七日から、前橋郵便局では、日曜日の郵便配達を試験的に休むことになりました。

郵政省では、昨年からすでに、いくつかの局で実施していますが①諸外国でも休んでいる②日曜日の社会経済活動が最近わが国でも変ってきたこと③日曜日の郵便配達のもつ意味が変ってきたことによるものです。

なお、速達郵便物は日曜日でも配達しますし、郵便物を集めることもいままでどおりです。

春の大掃除

（旧市域）

1日　天川町、百軒町、大塚町、新町、朝倉団地
3日　中石倉町、南橋団地、荒牧団地
4日　桑町、榎町、横山町、菅町、紺屋町、立川町、堅町、連雀町、本町、相生町、住吉町の一部（旧細ケ沢町、小柳町、琴平町）若宮町の一部（旧琴平町）国領町の一部（旧琴平町）
6日　緑が丘町、若宮町の一部（旧清王寺町）城東町の一部（旧清王寺町）日吉町の一部（旧清王寺町）
7日　芳町、日吉町の一部（旧東町）城東町の一部（旧一毛町）
8日　高田町、天川原町、46六供町、47六供町
9日　北曲輪町、神明町、平和町の一部（旧向町、神明町）
10日　住吉町の一部（旧向町）岩神町の一部（旧神明町の一部）
11日　40紅雲町、41紅雲町、堀川町、田町、市之坪町
12日　田中町、42前代田町、43前代田町、城東町の一部（旧諏訪町、栄町）住吉町の一部（旧栄町）
13日　南曲輪町、石川町、昭和町（旧37岩神町、萩町）国領町の一部（旧萩町）住吉町の一部（旧37岩神町）平和町の一部（旧37岩神町）
14日　国領町の一部（旧国領町）岩神町の一部（旧38102岩神町）若宮町の一部（旧国領町）
15日　若宮町の一部（旧3334才川町）日吉町の一部（旧33才川町）
16日　曲輪町、片貝町、中川町、宗甫分町
17日　朝日が丘町、元総社町旧区新前橋通り

5月　灰・不燃物　キケン物　収集日

2日　石倉町、古市町、朝日が丘町、光が丘町、元総社町
4日　駒形町、天川大島町、三俣町、西片貝町、東町
6日　桑町、横山町、紺屋町、榎町、菅町、立川町
7日　総社地区、緑が丘町
9日　若宮町の一部（旧3334才川町、32清王寺町の一部）日吉町の一部（旧33才川町、31清王寺町の一部）城東町の一部（旧清王寺町飛地）
10日　国領町、若宮町の一部（旧国領町）昭和町の一部（旧萩町）下小出町
11日　岩神町（旧37 38102岩神町）昭和町の一部（旧37岩神町）南橋町
12日　城東町の一部（旧諏訪町、栄町、2728一毛町）
13日　田中町、田町、相生町、連雀町、天川原町
14日　4647六供町、市之坪町、宗甫分町
16日　新町、中川町、片貝町、本町、百軒町、大塚町
17日　芳町、4041紅雲町、4243前代田町
18日　住吉町（旧琴平町、小柳町細ケ沢町、向町の一部）平和町の一部（旧向町、神明町の一部）神明町、堅町
19日　天川町、高田町、朝倉団地江木団地
20日　桑町、横山町、紺屋町、榎町、菅町、立川町
21日　総社庁区、緑が丘町
23日　石倉町、古市町、朝日が丘町、光が丘町、元総社町
24日　駒形町、天川大島町、三俣町、西片貝町、東町
25日　若宮町、日吉町の一部、城東町の一部（以上9日参照）
26日　国領町、若宮町の一部（旧国領町）昭和町の一部（旧萩町下小出町）
27日　岩神町（11日参照）昭和町一部（旧37岩神町）南橋町
28日　4647六供町、市之坪町、宗甫分町、堀川町
30日　城東町の一部（12日参照）田中町、田町、相生町、連雀町、天川原町
31日